

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	景観地区における認定	
根拠法令・条項	景観法第63条第1項及び第2項	
所 管 課	都市計画部 都市景観室	
審 査 基 準	<p>【景観法】 第62条 第69条</p> <p>【景観法施行令】 第11条第2項、第6項、第7項 第17条</p> <p>【堺市景観条例】 第34条 第35条</p> <p>【堺市景観条例施行規則】 第27条 (以上、別紙1 参照)</p> <p>【南部大阪都市計画景観地区の決定（堺市決定）】 (別紙2 参照)</p>	
標準処理期間	標準処理期間	申請書受理日から30日以内
	標準処理期間を設定できない理由	

【景観法】

第六十二条 景観地区内の建築物の形態意匠は、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合するものでなければならない。ただし、政令で定める他の法令の規定により義務付けられた建築物又はその部分の形態意匠にあつては、この限りでない。

第六十九条 第六十二条から前条までの規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。

- 一 第十九条第一項の規定により景観重要建造物として指定された建築物
- 二 文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
- 三 文化財保護法第四百四十三条第一項の伝統的建造物群保存地区内にある建築物
- 四 第二号に掲げる建築物であつたものの原形を再現する建築物で、市町村長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
- 五 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物として市町村の条例で定めるもの

2 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際現に存する建築物又は現に建築等の工事中の建築物が、第六十二条の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物又はその部分に対しては、同条から前条までの規定は、適用しない。

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物又はその部分に対しては、適用しない。

- 一 景観地区に関する都市計画の変更前に第六十二条の規定に違反している建築物又はその部分
- 二 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された後に増築、改築又は移転の工事に着手した建築物
- 三 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された後に外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の工事に着手した建築物の当該工事に係る部分

【景観法施行令】

第十一条 法第十七条第三項の政令で定める他の法令の規定は、次に掲げる法律の規定及びこれらの規定に基づく命令の規定で建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠に係るものとする。

- 二 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十条第四項及び第十七条第一項
- 六 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十九条第一項第一号、第五十一条第一項、第二項（同法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）及び第三項並びに第五十一条の二第一項及び第二項

七 有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第五条（同法第十一条において準用する場合を含む。）

第十七条 法第六十二条 ただし書の政令で定める他の法令の規定は、第十一条第二号、第六号及び第七号に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定で建築物又はその部分の形態意匠に係るものとする。

【堺市景観条例】

第34条 法第69条第1項第5号に規定する良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物として条例で定めるもの(次条において「適用除外建築物」という。)は、次に掲げる建築物とする。

- (1) 工事、祭礼又は慣例的行事(以下この号において「工事等」という。)のために必要な仮設建築物で、工事等の期間中に限り存続するもの
- (2) 仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する建築物で、存続する期間が1年以内のもの
- (3) 地下に設ける建築物

第35条 法第8条第1項の規定に基づき定める堺市景観計画(平成27年告示第371号)において百舌鳥古墳群周辺地域として指定する区域における適用除外建築物については、前条各号に掲げるもののほか、別に規則で定めるものとする。

【堺市景観条例施行規則】

第27条 条例第35条の規則で定めるものは、古墳近傍景観形成地区にあつては第1号、第3号、第5号又は第6号のいずれかに該当する建築物とし、古墳群周辺市街地景観形成地区にあつては第1号、第2号又は第4号から第6号までのいずれかに該当する建築物とする。

- (1) 延べ面積が10平方メートル以内のもの
- (2) 次のいずれにも該当しないもの
 - ア 高さが10メートルを超えるもの
 - イ 地上からの階数が4以上のもの
 - ウ 延べ面積が500平方メートルを超えるもの
- (3) 増築等をしようとする建築物で、増築等をする部分の床面積の合計が10平方メートル以内であるもの
- (4) 増築等をしようとする建築物で、増築等をする部分の床面積の合計が、増築等をする前の建築物の延べ面積の10分の1以下であるもの
- (5) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更をしようとする建築物で、変更することとなる外観の面積が従前の外観の見付面積の3分の1以下であるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、景観の形成に影響を及ぼすおそれがないと市長が認めたもの

		<ul style="list-style-type: none"> ・サブカラーを用いる場合は、見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の概ね 1/3 以下の範囲で使用するものとし、ベースカラーと調和した色彩とする。 ・アクセントカラーを用いる場合は、見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の概ね 1/20 以下で使用するものとし、効果的に使用する。 <p>【外壁（大規模建築物以外）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベースカラーとして用いる色彩の範囲は次の通りとする。ただし、石材・木材などの自然素材、漆喰壁、レンガ、金属材、ガラス等の表面に着色していない素材により仕上げられる部分の色彩は、この限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 橙色（YR）系 : 彩度 6 以下 ・ 黄色（Y）、赤色（R）系 : 彩度 4 以下 ・ その他の色相 : 彩度 2 以下 ・アクセントカラーを用いる場合は、見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）に対し、できる限り小さい範囲で使用するものとし、緑豊かな古墳との調和に配慮しつつ効果的に使用する。 <p>【屋根】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根の色彩は低明度低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和した色彩とする。 <p>【門・塀】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・門・塀に用いる色彩の範囲は次の通りとし、建築物の外壁と調和したものとする。ただし、石材・木材などの自然素材、漆喰壁、レンガ、金属材、ガラス等の表面に着色していない素材により仕上げられる部分の色彩は、この限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 橙色（YR）系 : 彩度 6 以下 ・ 黄色（Y）、赤色（R）系 : 彩度 4 以下 ・ その他の色相 : 彩度 2 以下
	<p>附属建築物 ・ 建築設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附属建築物や建築設備は、できるだけ外部から目立たないような配置・意匠、建築物本体と一体化した意匠又は本体に組み込まれた意匠とする。
<p>(用語の定義)</p> <p>1 大規模建築物は、次の各号に掲げる規模のいずれかに該当する建築物をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築物の高さが 15 m を超えるもの (2) 地上 6 階以上のもの (3) 延べ面積が 3,000 m² を超えるもの <p>(制限の適用除外)</p> <p>2 次に該当する建築物で、市長が当該建築物が存する地域の良い景観の形成に支障がないと認めたものは、その認定の範囲内において、形態意匠の制限を適用しないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際に現に存する建築物又は現に建築等の工事中の建築物で、当該都市計画に定められた内容に適合しない部分を有するもののうち、増築又は移転に係るもの（増築にあつては、当該増築をする部分以外の部分に限る。） 		